

生	00	01	3年
(令和10年3月末まで保存)			

人 安 第 7 2 号
(生 企)
令 和 6 年 7 月 2 日

各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部 長

子供の性被害（児童の性的搾取等）の撲滅に向けた旅館・ホテル等との連携及びラブホテル等への対策の推進に関する業界団体への協力依頼について

「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」（令和4年5月20日犯罪対策閣僚会議決定）記載の「児童が性的搾取等の被害に遭わないための環境対策の強化」については、現在、「子供の性被害（児童の性的搾取等）の撲滅に向けた旅館・ホテル等との連携の推進について」（令和4年8月4日付け生企第115号）に基づき旅館・ホテル等に対する管内の発生場所や事例に則した情報等に基づく注意喚起を、「子供の性被害（児童の性的搾取等）の撲滅に向けた被害発生に係るラブホテル等への対策の推進について」（令和5年1月24日付け生企第259号）に基づき被害が発生したラブホテル等に対する報告の要求又は立入り及び再発防止の指導等を、それぞれ推進中である。

こうした中、本県における令和5年中の一般ホテル・旅館等を被害場所とする児童買春事犯等の被害児童の総数（9人）は、令和4年（5人）に比べて80%増加と、憂慮すべき状況であることから、今般、青森県旅館ホテル生活衛生同業組合に対し、別紙のとおり協力を依頼したので、執務の参考とし、各警察署にあっては、引き続き同組合員と連携を図り、子供の性被害撲滅に向けた対策を推進されたい。

担当 人身安全対策課少年事件係